

調布市自殺対策計画の改定について（概要）

調布市自殺対策計画について

- ◆自殺対策基本法 第13条に基づく「市町村自殺対策計画」であり、調布市の自殺対策施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画
 - 【現行の第1次計画の計画期間】 平成31年度から令和6年度までの6年間
⇒今年度は、現行計画最終年度に当たることから、改定を実施
 - 【第2次計画の計画期間】令和7年度から令和12年度までの6年間

改定の概要等

- ◆新たな自殺対策大綱（令和4年10月閣議決定）及び東京都自殺対策計画並びに地域の実情を踏まえ、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、誰もが「生きることの包括的な支援」を受けられるよう、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策計画を改定する。
- ◆関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、総合的かつ効果的に実施できるよう検討する。
- ◆改定委員会の構成
学識経験者、調布市医師会、多摩府中保健所、地域包括支援センター、社会福祉協議会（こころの健康支援センター、ここあ）
調布警察署、調布消防署、教育委員会、公募市民（オブザーバーとして自死遺族）

改定スケジュール

